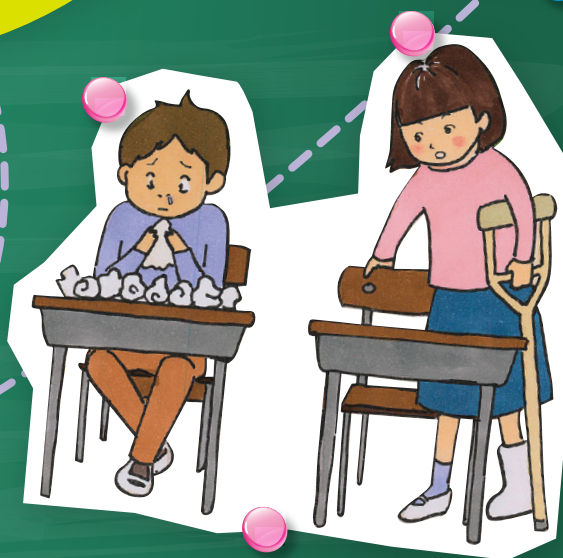




みんなで  
考えよう!

# 法教育

出張授業



# 目次

サッカークラブの  
コーチを選ぼう  
..... 2 ページ

ウサギを逃がしたのは  
リョウくん?  
..... 3 ページ

うさぎ当番の  
ルールを作ろう  
..... 4 ページ

ゴミだし当番を決めよう  
..... 5 ページ

インターネット・リテラシーを  
身につけよう  
..... 6 ページ

ADR (調停など) って  
なんだろう?  
..... 7 ページ

インタビュー記事  
..... 8 ページ

体験者の声  
..... 10 ページ

## 第二東京弁護士会の 法教育出張授業について

**自分で考え、公正に判断し、行動する力を身につけるための授業です。**

当会で用意している授業は、単なる法律の勉強会ではなく、参加する生徒さんと一緒に問題解決方法を考え、作り上げていくものです。具体例は2ページ以下をご覧ください。

**当会の弁護士が、学校などに出向いて授業を行います。**

当会の弁護士が実際に授業に伺います。パンフレットに掲載されている授業は一例ですので、ご希望の内容やコマ数などがありましたら、担当弁護士に相談してみてください。

**進行案などの準備をお手伝いいたします。**

実績豊富な当会の弁護士が、準備から当日の進行までお手伝いいたします。ご要望に合わせて事前にお打ち合わせの上、ご要望に沿った授業を行えるよう、授業の流れや教材などをアレンジすることも可能です。

### ! 法教育とは

人が社会の中で生きていくには、社会で起きている様々な事象を多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断できる力(=生きる力)をつけることが大切です。

法教育とは、一人一人が、社会の一員として、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、それらを使って、ものごとを多角的に捉え、考え、判断する力を身につけるための教育であり、まさに、上記の「生きる力」を育成することを目的としています。

このような「生きる力」は、従前から学習指導要領でも重視されています。第二東京弁護士会の「法教育の普及・推進に関する委員会」は、このような個人の「生きる力」を育むため、様々な「法教育授業」(出張授業)を展開しています。



# サッカークラブのコーチを選ぼう



小学校  
5・6年生  
対象

## 授業の ねらい

サッカークラブのコーチを選ぶという過程を通じて、①何かを選択する際に必要な情報はどのようなものかを考えることや、②自分たちで収集した情報をもとにその目的に合った選択をすることを学びます。

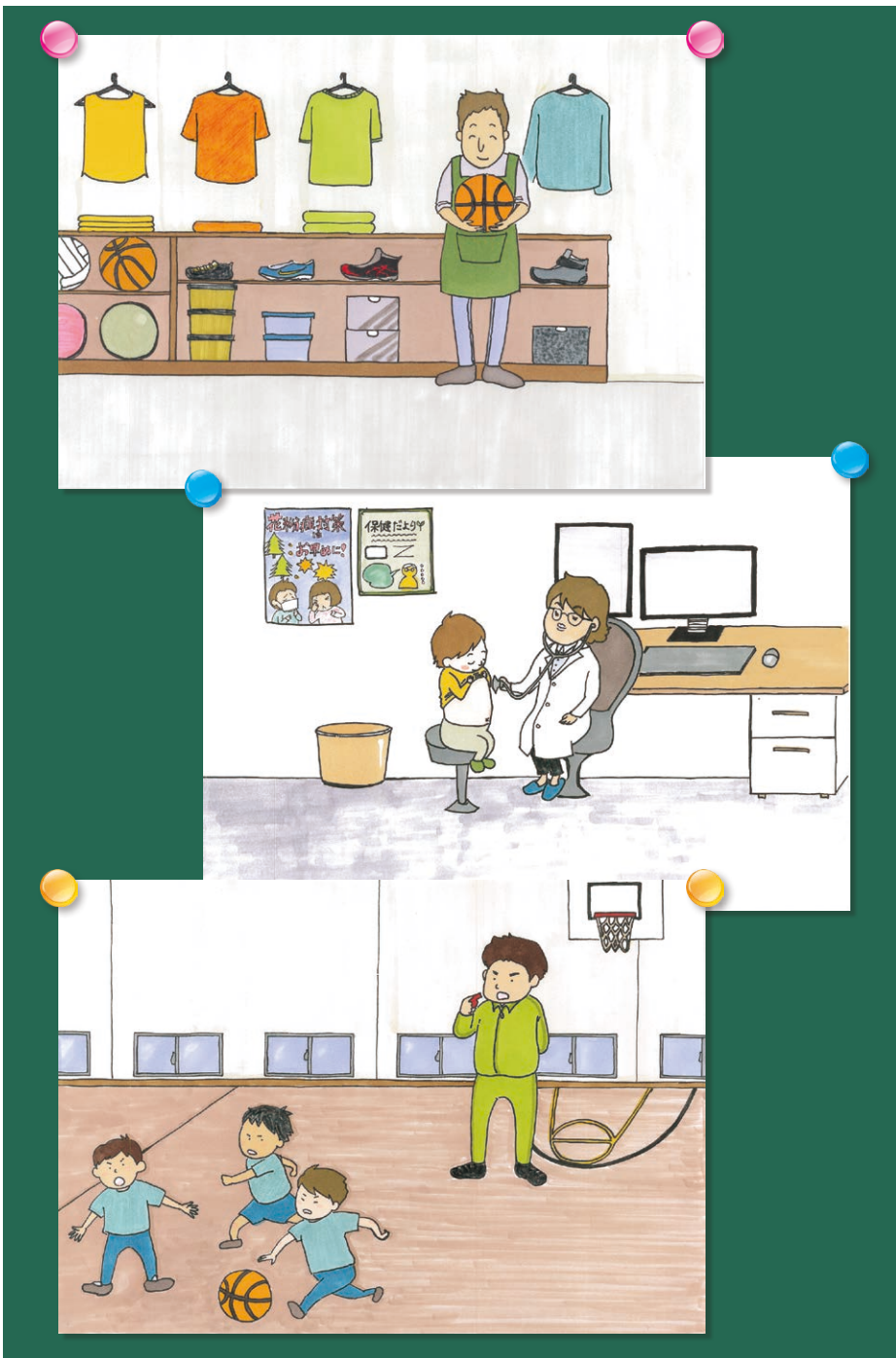
## あらすじ

ある小学校のサッカークラブは、2か月後に大切な大会を控えていました。このサッカークラブは今まで大会で1勝もしたことがなく、6年生のメンバーは小学校生活最後の大切な大会でどうしても1勝したいと考えていました。

これを知った校長先生から、「今回は、特別に、大会までの2か月間、コーチをつけて練習していいよ」と言われ、そのコーチはクラブに所属している子ども達みんなで投票して選ぶということに決まりました。コーチの候補者は3人（スポーツ用品店のおじさん、元サッカー選手のお医者さん、体育の先生）。さて、誰がサッカークラブのコーチに適しているか、それを判断するために必要な情報は何か、みんなで考えてみましょう。

## 授業の詳細

**対象：** 小学校5・6年生  
**授業時間：** 45分×2コマ  
**弁護士の人数：** 4人～  
(1クラスあたり)



# ウサギを逃がしたのはリョウくん？



小学校  
5・6年生  
対象

## 授業の ねらい

ウサギを逃がしたのがリョウくんかどうか、という結論を導く過程を考えることを通じて、事実→理由→結論という論理的に筋道を立てて考えることを経験できます。また、リョウくんが犯人か犯人ではないかという議論を通じて、自分の考えた論理的な筋道をほかの人に伝えるということも経験できます。

朝



夕方



そういえば昨日、  
リョウは  
塾休んでたよ

## あらすじ

ある日の夕方、学校のウサギ小屋からウサギがいなくなっていました。ウサギがいなくなる直前、ウサギ小屋の前に、リョウくんがたたずんでいる姿が目撃されています。果たして、リョウくんが、ウサギを逃がした犯人なのでしょうか。現場に残された物やリョウくんのクラスメイトの証言などからリョウくんが犯人と言えるかどうかを考えていきましょう。

## 授業の詳細

対象： 小学校5・6年生  
授業時間： 45分×2コマ  
弁護士の人数： 2人～  
(1クラスあたり)



# うさぎ当番のルールを作ろう

小学校  
6年生  
対象

## 授業の ねらい

子ども達にとって身近な事例を通じて、社会におけるルールの役割や重要性を学びます。また、さまざまな立場の意見や事情に触れることにより、みんなが納得できる公平なルール作りを学びます。

## あらすじ

クラスでうさぎを飼うことになり、みんなで順番にお世話をするというルールを作りました。しかし、いろいろな理由でうさぎのお世話をサボる子が増えてきてしまい、ついにうさぎは病気になってしまいます。一度作ったルールのどこに問題があったのかをみんなで考えながら、公平なお世話のルールを作ってみましょう。

## 授業の詳細

**対象：** 小学校6年生  
**授業時間：** 45分×2コマ  
**弁護士の人数：** 2人～  
(1クラスあたり)

Storyboard showing the initial discussion about rabbit care rules. Characters express concerns about fairness and the consequences of not following rules.

Storyboard showing the implementation of the rules, the rabbit getting sick, and the final resolution where a fair rule is established.

**うさぎのお世話についてのルール**

- ① 毎日2人が 出席番号順に当番になる。  
例えば、1日目は1番の人と2番の人  
2日目は3番の人と4番の人が当番になる。  
また、学校が休みの日も当番を決める。
- ② 当番の任務内容は、うさぎ小屋の掃除、水やり、餌やりをすること。

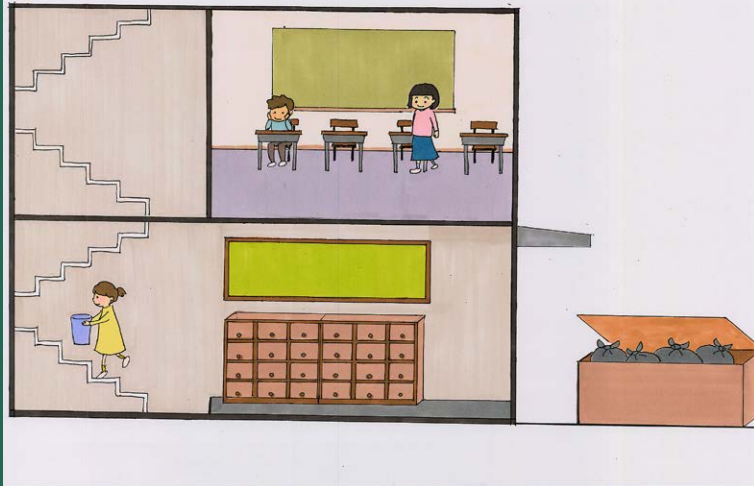
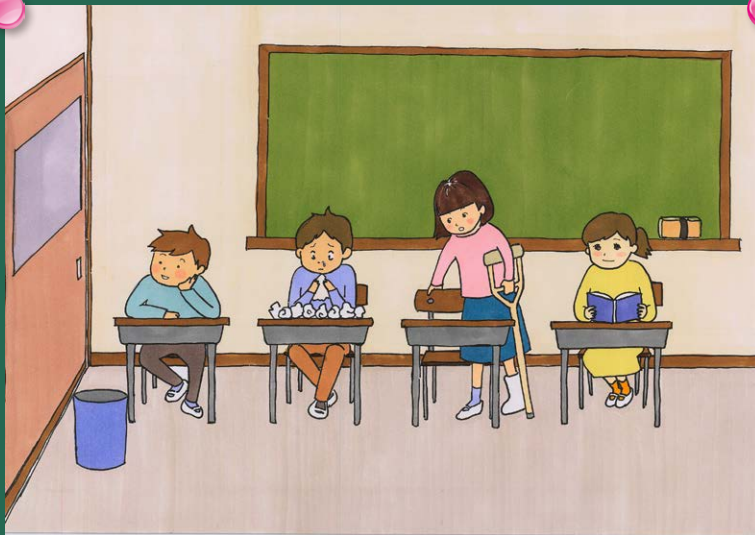
# ゴミ出し当番を決めよう



小学校  
4～6年生  
対象

## 授業の ねらい

クラスのゴミ出し当番について、既存のルールに問題点があるかどうかを考え、議論し、新しいルールを決めるという過程を通じ、①ルールの必要性や公平・平等・公正について考え、②身近な問題に対処する力を身につけることをめざします。



## あらすじ

あるクラスには4人の生徒がいますが、毎日一人がゴミ出しをするというルールになっています。しかし、このままだと週5日のうちの4日しかカバーできません。そこで、週5日のゴミ出しをどのようなルールで実施したらよいか考えてみましょう。このクラスの4人の生徒には、それぞれに事情（足をけがしている、鼻炎でよく鼻をかむ、ゴミ箱の側に席がある、学級委員長でいつもみんなが嫌がる係を引き受けている）があります。この事情を考慮して、ルールの公平性について考えてみましょう。

## 授業の詳細

**対象：** 小学校4～6年生  
**授業時間：** 45分×2コマ  
**弁護士の人数：** 2人～  
(1クラスあたり)



# インターネット・リテラシーを身につけよう

小学校  
4～6年生  
対象

## 授業の ねらい

身近な事例を通じて、インターネット等のメディアの特性（公開性、伝播性、永続性、伝達容易性、等）や利用上の注意点を学びます。

具体的には、映り込みの事例（事例1）を通じて、表現の自由とプライバシーの概念を、インターネット上の書き込みを比較する事例（事例2）を通じて情報の信用性の評価方法を、ワンクリック詐欺の事例（事例3）を通じて消費者被害を、いわゆる漫画等のネタパレサイトの事例（事例4）を通じて著作権の概念を、それぞれ学びます。



## あらすじ

事例1は、動画の中に住所氏名や個人の機微に触れる事項が映り込んでいる事例を通じて、インターネットにおける表現の自由とプライバシーについて考えます。

事例2は、うさぎの餌に関する3つの書き込みの比較を通じて、インターネット上の情報の信用性を考えます。

事例3は、インターネット上のハイパーリンクをクリックしてページを開いたところ、高額請求をされるページに切り替わってしまった事例を通じて、対処法を考えるものです。

事例4は、インターネット上に、著名な漫画の未発売の最新号が掲載されている事例を通じて、他人の創作物についての利用上の注意点を考えます。

## 授業の詳細

**対象：** 小学校4～6年生  
**授業時間：** 45分×1～2コマ  
**弁護士の人数：** 1～3人  
(1クラスあたり)

# ADR (調停など) ってなんだろう？

小学校  
5・6年生  
対象

## 授業の ねらい

①話し合いによる紛争解決の疑似体験を通じて、望ましい紛争解決の在り方を考えます。また、②実社会でも裁判以外のADR (調停など) と呼ばれる紛争解決手段があることを学びます。

## あらすじ

Aさん、Bさんの通う小学校では、世間で大人気のカードを持ってくることを禁止していました。

ところが、いつものように、Bさんが、Aさんをからかうつもりで、Aさんのランドセルを振り回していたところ、Aさんのランドセルから、高価なレアカードが落ちてしまいました。

「あつれー！ コレ一番レアなカードじゃん！」と興奮したBさんが、落ちたカードを拾いあげようとしたとき、誤ってカードを破いてしまいました。

これを見たAさんは怒り心頭。「なにをするんだよ。破るなんてひどいじゃないか！ べんしょうしてよ!!」。

これを聞いたBさんもやり返します。

「わざとじゃないもん!! カードを持ってるのが悪いんじゃない!!」。

さて、どのような解決方法が考えられるでしょうか。Aさん、Bさん、調停委員のそれぞれの役になって、話し合いで問題を解決できるかを考えてみましょう。

## 授業の詳細

対象： 小学校5・6年生  
授業時間： 45分×2コマ  
弁護士の人数： 3人～  
(1クラスあたり)



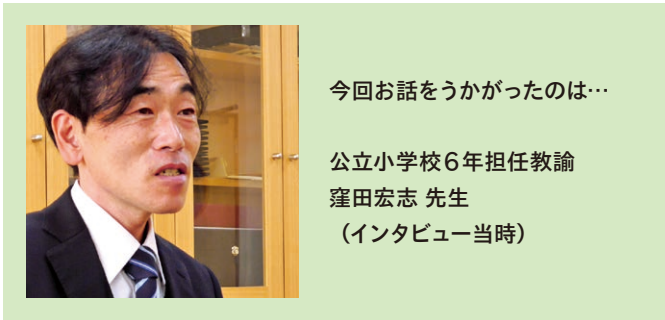




# 課題に気づき、解決の仕方を考える!

## ～法教育授業のすすめ～

第二東京弁護士会が法教育授業を実施した学校の先生にお話を伺いました。



今回お話をうかがったのは…

公立小学校6年担任教諭  
窪田宏志 先生  
(インタビュー当時)

聞き手/第二東京弁護士会 弁護士 池田誠

**当会にお申しいただき、実施させていただいた授業は何になりますでしょうか。**

平成28年度から3年度連続していじめ防止授業をお願いしています。

また、平成30年度は、学校で飼育しているウサギが逃げ出したという架空の事例を題材に、ウサギ小屋近くで目撃されたある児童がウサギを逃がした人かどうかを児童たちに考えさせる授業を実施していただきました。

**御校ではそのような弁護士による授業をどの科目の時間で実施していますか。**

総合や道徳や社会科の時間をあてています。

**先生が当会の授業を申し込もうと思ったのはどうしてですか。**

子どもたちに、「いじめ」が法律でも禁止されているということを知ってほしかったことはもちろん、広く日常の問題や子どもたちの権利利益にかかわる問題に関する法的な考え方や法的な限界について知ったり、考えたりする機会を与えられる良い機会だと感じからです。

**授業を実施してみた感想はいかがでしたか。**

法律という枠組みであるにせよ、事実を判断する枠組みであるにせよ、明確な枠組みに基づいて物事を判断し、実際の問題解決にあたる作業は、私たちの普段の授業では実践が難しいので、私たちにとっても、また子どもたちにとっても、大変良い機会になったと思います。

近年、学校教育でも、子どもたちが自ら課題に気づき、その解決方法を考え、解決にあたるための力を養成することが重視されるようになっていますが、そのような授業の1つの実践形式として大変有用であると感じました。

**子どもたちの反応はいかがでしたか。**

まず、授業に来るのが法教育に携わっている、子どもに慣れている弁護士の方だということもあると思いますが、子どもたちがあまり緊張せず、気軽に質問したり、弁護士と掛け合いを楽しんだりしている様子が印象的でした。

内容の理解についても、いじめ予防授業について、実際のいじめ事件を紹介していただいたり、コップの例え話をしていただいたりして分かりやすく説明していただいたので、理解が深まった様子でした。いじめ予防授業以外の授業の内容についても、難しいとか、分かりにくいという感想はなく、主題をよく理解している様子でした。

また、知識を教える授業ではありませんが、子どもたちからしたら、「こういう法律があるんだ」とか「こういう考え方があるんだ」といったような単純な気づきもあって、程よく知識欲も満たされ、その点でも大変満足している様子でした。

**いつも授業を実施させていただく際は、土曜日の地域参観日を利用していただいておりますが、参観いただいた方の反応について何か聞いていますか。**

アンケートなどをとったわけではないので具体的なところは分かりませんが、良好であると理解しています。

参観した保護者が子どもたちと授業内容を共有することになるので、家庭でも話題に上るなどして、更に子どもたちの考えが深まる効果も期待できるのではないかと想像しています。

また、市の教育委員の方が参観された際には、当校が弁護士による授業を導入していることを評価してくださっていたという話も聞いています。

**今後の取り組みや希望について、何かありますでしょうか。**

授業時間に限りがあるので実現は難しいかもしれませんが、弁護士との対話形式の授業ができれば、子どもたちもより考えを深められるのではないかと考えています。

# 子どもも大人も楽しく考えた！ ～やってみよう法教育～

第二東京弁護士会がPTA企画として法教育授業を実施したときのPTA役員の方にお話を伺いました。



聞き手/第二東京弁護士会 弁護士 張江 亜希・田中 賢規

## 第二東京弁護士会の法教育出張授業に出会ったきっかけは？

私は、普段、大学で学生に法学を教えています。あるとき学生達と他大学で行われた模擬立法授業に参加したことが、法教育授業に出会ったきっかけです。そこで知り合いました第二東京弁護士会の弁護士さんに、小学校から大学まで出張授業をされていることを聞きました。

## なぜPTAで法教育授業を企画したのですか？

私が大学に入学したての学生達を教えていて感じるのは、法的なものの見方や考え方を身につけている学生があまりいないこと、そして、大学でも法学部くらいしかこうした素養を身につける機会がないということです。

法的なものの見方や考え方というのは、社会の中で様々な立場の人達と仲良く楽しく暮らしていくために必要な素養だと考えています。また、子どもは感じたことや言いたいことを上手に表現する言葉が見つからずに黙ってしまっていることも多いと思います。そこで、小学生の頃から自分の感じたことを上手に相手に伝える練習をしながらこうした素養を育てる対話の場があるといいな、と思っていました。

そんなとき、上の子が小6になり、PTAの役員をせざるを得なくなったことから、それならこの機会にPTAで企画してみようと考えたわけです。PTAの会議で教育委員会からの委託事業（家庭教育学級）の新たな企画を決める際、以前参観したルール作りの授業を当日の様子なども交えて紹介・提案したところ、他の役

員のみなさんも面白そうだと賛同してくれました。

## 企画の準備などで苦労したことや工夫したことは何でしょう？

謝礼と参加者集めです。謝礼については、10名の弁護士さんを一度にお呼びするという事で支出可能か心配でしたが、区に確認したところ大丈夫とのことで、安心して開催できました。

他方、参加者集めについては、弁護士さんが講師ということもあってか、固くて難しい内容だと思われ、とっつきにくい印象もあったようです。最初はなかなか集まらず、知り合いや友達に声がけしたりして大変でしたが、最終的には親子で32名ほどが参加してくれました。

工夫したことといえば、学校の授業にも活かしてもらえる機会になるのではないかと思います。先生方にもご案内の文書をお渡ししたことででしょうか。

## 当日はどんな感じでしたか？やってみていかがでしたか？

弁護士さん達がとても気さくにやりとりをしてくださったので、最初から最後までみんな笑顔で楽しい雰囲気でした。子ども達は、自分とは異なる考え方を知り、違う立場になって考える体験ができてとても楽しかったようで、いろいろな気づきもあったようです。弁護士という職業に興味を持った子も出てきました。保護者の方々からも、良い経験になった、授業後の弁護士さんとの歓談で弁護士さんを身近に感じることができるようになったとの声がありました。

またやってみたいという声も多かったので、他のテーマもあるようですし、次回PTA役員をやることになりましたら、また企画したいと思っています。

## 授業後の他の保護者の感想

弁護士さんにお会いしたということで、テレビや本に弁護士という言葉を見つけたら反応していました。また学校で自由にテーマを選べる調べものをする際に、裁判の種類について調べていたので興味の範囲は広がったように思います。

元々、人の意見を尊重する事は出来る子だったけれど、自分の意見を主張する事の大事さに気づいたかな、と思います。人には色々な意見があり、色んなモノサシがある事に気づいたのでは…と思います。



今日、この体験をしたことで、**自分の考えに自信を持つことが出来ました**。学校などで多数決をとるときに周りの友達を見てしまいますが、これからは自分の考えに自信を持って、手をあげたいと思います。

はじめは、人に合わせて意見を言えば良いと思い込んでいましたが、**考えることで内容に興味が持てました**。

## 法教育授業を受けた子どもたちの声



自分の意見とちがう意見の人が多く、**はば広い考え方を持てました**。

本物の弁護士さんに会えてとてもうれしかったです。**弁護士さんならではの話も聞けて良かったです**。

**選ぶことも大切だけど、選んだ後も大切**ということが一番しっくりきました。今後の生活に生かしていきたいと思いました。

子どもが興味を持ちやすい身近な題材で、**楽しく参加できたのではないかと思います**。

## 法教育授業を参観した保護者の声



もっとかたい進行かと思っていたのですが、とてもユーモアがあり、小学生に対応してくれていたのが、子ども達も楽しんだのではないかと思います。**たくさん考える、そして、それから結論に持っていく流れを経験できたことは貴重でした!**

普段家庭では教えられない**大事なことを学びました**。家に帰って子どもと沢山話をします!

# 第二東京弁護士会の法教育プログラム

## 出張授業

当会所属の弁護士が学校などに出向いて出張授業を行います。進行案や教材の作成段階からお手伝いさせていただきます。

対象年齢：原則として小学4年生以上。

詳しくは当パンフレットの各授業例詳細をご参照ください。

実施日時：ご希望のお日にち、時間で調整いたします。

実施希望日の2か月前までにお申し込みください。

費用：原則として1コマあたり弁護士1人につき5,000円

## お申込み方法

ご希望の出張授業のテーマを決めて、第二東京弁護士会サイト、またはお電話にてお申込みください。「二弁 出張授業」で検索してください。

## お問い合わせ

第二東京弁護士会 法教育の普及・推進に関する委員会

**03-3581-2869** 受付時間 10:00~17:00 (月~金曜日)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

## ■発行人

第二東京弁護士会

TEL : 03-3581-2255 (代表)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階

<http://niben.jp/>